使用開始日 2026年9月10日

投資信託説明書（交付目論見書）

# 一歩先いく
# 華麗なるインド・トップ10+
# インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

**NISA（成長投資枠）の対象ファンドです。**

※販売会社によっては、お取扱いが異なる場合があります。

**ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。**

**委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）**

**大和アセットマネジメント株式会社**
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

照会先

ホームページ
https://www.daiwa-am.co.jp/

コールセンター　受付時間 9:00～17:00（営業日のみ）
0120-106212

**受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）**

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

●本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

| 商品分類 | | | | 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 補足分類 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
| 追加型 | 海外 | 株式 | インデックス型 | その他資産（上場投資信託証券（株式）） | 年1回 | アジア | なし | その他（Mirae Asset India Select Top 10+ Index（配当込み、円ベース）） |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類・属性区分の定義について
　くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照下さい。

**委託会社の情報**（2026年6月末現在）

| | |
|---|---|
| 委託会社名 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1959年12月12日 |
| 資本金 | 414億24百万円 |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 47兆1,171億74百万円 |

●本文書により行なう「一歩先いく 華麗なるインド・トップ10+インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年9月9日に関東財務局長に提出しており、2026年9月10日にその届出の効力が生じています。
●当ファンドは、投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
●当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
●請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。

◇TKM0514020260910◇

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

Mirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み、円ベース)の動きに連動した投資成果をめざします。

## ファンドの特色

投資成果をMirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み、円ベース)の動きに連動させることをめざして、Global X Japanが運用するグローバルXインド・トップ10+ ETFに投資します。

※ETF(上場投資信託証券)は、上場株式同様、市場で取引が行なわれ、市場の需給の影響を受けて価格が決定されます。需給環境の変化等により当該ETFの価格が大きく変動した場合には、当ファンドの基準価額と対象指数の連動率が低下する場合があります。

「Mirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み、円ベース)」は、「Mirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み、インド・ルピーベース)」をもとに大和アセットマネジメントが円換算したものです。

**(ご参考)Mirae Asset India Select Top 10+ Indexについて**

- Mirae Asset India Select Top 10+ Indexは、Mirae Asset Global Index Private Limitedが開発したインドを代表する企業15社で構成される株式インデックスです。
- ボンベイ証券取引所(BSE)に上場している1日平均売買代金200万米ドル以上の銘柄をユニバースとし、以下に挙げる9つのセクターにおいて時価総額上位2位に入る銘柄を組入候補銘柄とします。

＊対象セクター
金融、情報技術、一般消費財・サービス、生活必需品、コミュニケーション・サービス、エネルギー、素材、資本財サービス、ヘルスケア

- 組入候補銘柄の中から各セクターで時価総額1位の銘柄を選定します。加えて、上記以外の組入候補銘柄の中から時価総額の大きい順に15銘柄になるまで選定し、合計15銘柄が指数構成銘柄となります。
- 各銘柄は浮動株調整後時価総額加重により構成比率が決定されます(ただし、1銘柄あたり最大8%。)。
- 原則として毎年6月および12月の第三金曜日に指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

※上記は、投資対象ファンドの交付目論見書から引用したものです。
※当ファンドの目論見書作成時点の情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

●投資対象ファンドへの投資を通じて、インドの株式等に投資します。

※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

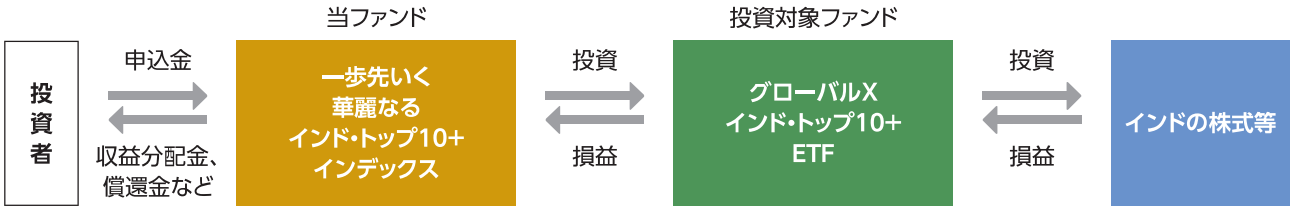


●グローバルX インド・トップ10+ ETFの組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

●為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

●デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色の運用が行なわれないことがあります。

# ファンドの目的・特色

## 投資対象ファンドの概要

●以下は、目論見書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

グローバルX インド・トップ10+ ETF

| | |
|---|---|
| 形態 | 追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型 |
| 主な投資対象 | インドの株式、インドの株価指数を対象とした先物取引、インドの株価指数との連動をめざすETF |
| 投資目的 | 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をMirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。 |
| 主な投資方針 | ①主としてインドの株式に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、Mirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み)を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。<br>※信託財産の規模、または制度上の理由によりインドの株式への投資ができない場合にはETF(上場投資信託証券)に投資するとともに、株価指数先物取引を利用します。<br>②効率的な運用を行なう目的で、ETF(上場投資信託証券)、株価指数先物取引を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。<br>③為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 |
| 管理費用等 | 信託報酬の総額は、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額とします。<br>イ. 信託財産の純資産総額に年率0.4125%(税抜 0.375%)以内を乗じて得た額<br>ロ. 信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料に55%(税抜 50%)以内の率を乗じて得た額<br>他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、対象株価指数の商標の使用料および受益権の上場にかかる費用等が信託財産から支払われます。 |
| 運用会社 | Global X Japan株式会社 |

### Global X Japan について

●Global X Japan株式会社は、Global X Management Company, Inc.、株式会社大和証券グループ本社および大和アセットマネジメント株式会社によって設立された合弁会社です。

●ニューヨークに本社を置くGlobal Xのノウハウを活用し、日本初のETF専業運用会社として、テーマ型やスマートベータ型など、特徴あるETFの組成を強みとしています。

※Global X Japan株式会社は、大和アセットマネジメント株式会社の利害関係人にあたります。

# ファンドの目的・特色

## 分配方針

毎年12月16日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2025年12月16日（休業日の場合翌営業日）までとします。

●分配方針

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

●株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。

●投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

# 追加的記載事項

## 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、Mirae Asset India Select Top 10+ Index(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

(a) 投資対象である上場投資信託証券の株式組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること
(b) 投資対象である上場投資信託証券と指数の動きの不一致
(c) 投資対象である上場投資信託証券の終値と基準価額の不一致
(d) 当ファンドおよび投資対象である上場投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
(e) 資金の流出入のタイミングと当ファンドが投資対象である上場投資信託証券を売買するタイミング、当該上場投資信託証券が組入証券を売買するタイミングの不一致
(f) 投資対象である上場投資信託証券の配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること

## 指数の著作権等について

Mirae Asset Global Index Private Limitedが提供するインデックスまたはその他の製品もしくはサービスの公表および管理に関して提供する情報は、証券、金融商品、製品もしくは取引戦略の売買または保証、スポンサーシップもしくは推薦と見なすべきではない。Mirae Asset Global Indexは、いかなる状況または側面においても、そのインデックスまたはインデックス値を使用することから得られる情報または結果の正確性、適時性、完全性または適切性について、明示的にも黙示的にも、主張、予測、保証または確約を行わない。Mirae Asset Global Indexは、インデックスが正しく計算されるよう最善の努力を払う。本インデックスまたはその中に含まれるデータに関する商品性または特定目的もしくは使用への適合性に関する明示または黙示の保証は一切行わず、また明示的にすべての保証を否認する。前記事項を制限することなく、Mirae Asset Global Indexは、いかなる場合にも、特別損害、懲罰的損害、間接損害または派生的損害(逸失利益を含む)について、当該損害の可能性について通知されていたとしても、一切責任を負わないものとする。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

●投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

| | |
|---|---|
| 株価の変動<br>（価格変動リスク・信用リスク） | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。<br>発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。<br>当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 |
| カントリー・リスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。<br>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 |

# 投資リスク

| | |
|---|---|
| その他 | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

[ETFの集中投資に関する留意点]

当ファンドは特定のETFへ集中的に投資するため、当該ETFが受ける価格変動リスクや運営上のリスク（償還や上場廃止等）の影響を受けます。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドにおける、非居住者による株式の売却益（キャピタル・ゲイン）に対する税負担等が、基準価額に影響を与える可能性があります。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。インドの税制・制度等は、変更となる場合があります。

## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。
また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

### ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

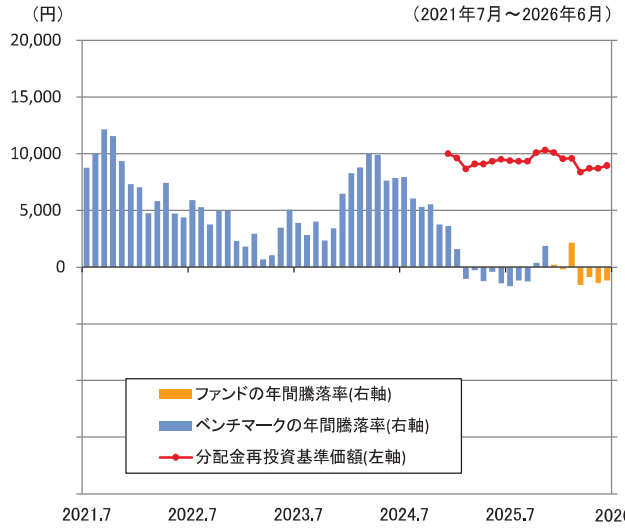


### 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

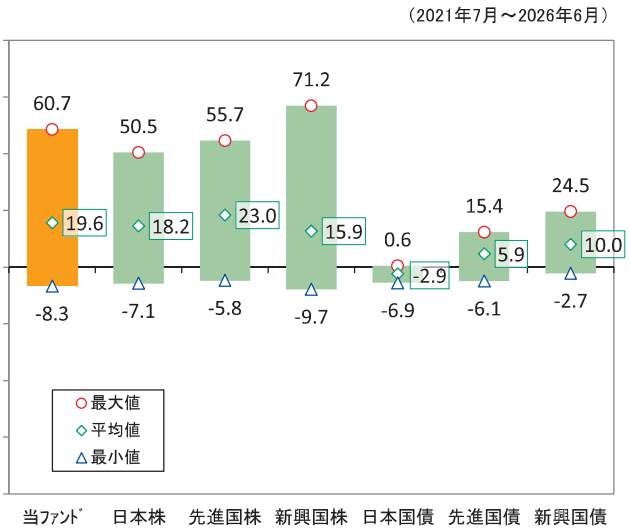


※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### 資産クラスの指数について

| | | |
|---|---|---|
| 日本株 | 配当込みTOPIX | 配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース） | MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。（https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html） |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） | |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） | FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース） | JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。<br>Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved. |

# 運用実績

●一歩先いく 華麗なるインド・トップ10+インデックス

2026年6月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 8,949円 |
| 純資産総額 | 4.9億円 |

### 基準価額の騰落率

| 期間 | ファンド |
|---|---|
| 1カ月間 | 2.9% |
| 3カ月間 | 6.7% |
| 6カ月間 | −11.5% |
| 1年間 | −5.8% |
| 3年間 | − |
| 5年間 | − |
| 設定来 | −10.5% |

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

## 分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

| 決算期 | 第 1 期<br>25年12月 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 分配金 | 0円 | | | | | | | | | | | | |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成 | 銘柄数 | 比率 | 組入上位10銘柄 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| 国内投資信託 | 1 | 99.2% | グローバルX インド・トップ10+ ETF | 99.2% |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| コール・ローン、その他 | | 0.8% | | |
| 合計 | 1 | 100.0% | 合計 | 99.2% |

## 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMirae Asset India Select Top 10+ Index（配当込み、円ベース）です。

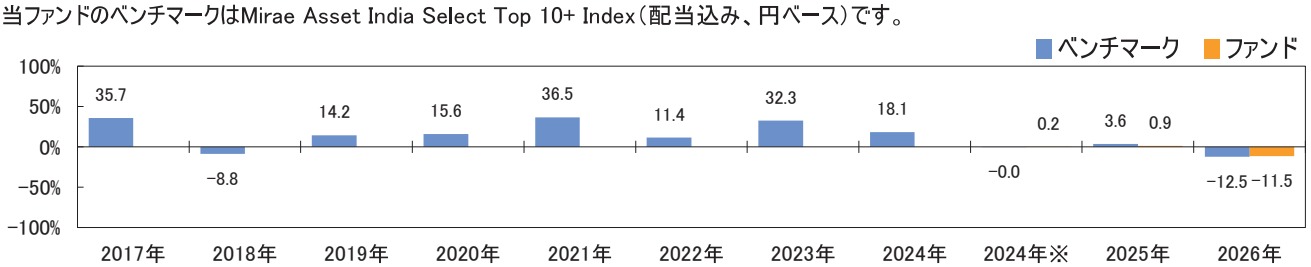


・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
・2024年※は設定日（12月18日）から年末、2026年は6月30日までの騰落率を表しています。
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

**委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。**

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

### 購入時

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額（1万口当たり） |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |

### 換金時

| | |
|---|---|
| 換金単位 | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額（1万口当たり） |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。 |

### 申込について

| | |
|---|---|
| 申込受付中止日 | ① ナショナル証券取引所（インド）の休業日<br>② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 購入の申込期間 | 2026年9月10日から2027年3月9日まで<br>（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。） |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。 |

# 手続・手数料等

## その他

| | |
|---|---|
| 信託期間 | 2050年12月16日まで（2024年12月18日当初設定） |
| 繰上償還 | ●グローバルX インド・トップ10+ ETFが上場廃止となる場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。<br>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。<br>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 毎年12月16日（休業日の場合翌営業日）<br>（注）第1計算期間は、2025年12月16日（休業日の場合翌営業日）までとします。 |
| 収益分配 | 年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 信託金の限度額 | 3,000億円 |
| 公告 | 電子公告の方法により行ない、ホームページ（https://www.daiwa-am.co.jp/）に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※2026年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

| | 料率等 | 費用の内容 |
|---|---|---|
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率<br>※徴収している販売会社はありません。 | — |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | 料率等 | 費用の内容 |
|---|---|---|---|
| 運用管理費用（信託報酬） | | 年率0.0825%（税抜0.075%） | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分（税抜）（注1） | 委託会社 | 年率0.03% | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 |
| | 販売会社 | 年率0.03% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
| | 受託会社 | 年率0.015% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |
| 投資対象とするETF（目論見書作成時点） | | 年率0.4125%（税抜0.375%）以内<br>※この他にも費用等があります。詳細は「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。 | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。 |
| 実質的に負担する運用管理費用（目論見書作成時点） | | 年率0.495%（税込）以内 | |
| その他の費用・手数料 | | （注2） | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

（注1）「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
（注2）「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
※その他の費用には、インドにおける非居住者による株式の売却益（キャピタル・ゲイン）に対する税が含まれる場合があります。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

# 手続・手数料等

## 税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2026年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 〈参考情報〉ファンドの総経費率

| | 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率 ① | その他費用の比率 ② |
|---|---|---|---|
| 一歩先いく 華麗なる<br>インド・トップ10+<br>インデックス | 0.63% | 0.08% | 0.54% |

※対象期間は2024年12月18日～2025年12月16日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management